

全日本硬式空手道連盟審判規定

(目 的)

- 第1条 この規定は、硬式空手道精神を基調として、試合における審判技術の確立向上をはかり、公平かつ正確な審判を行う事、及び選手の試合中における規律ある行動の保持を目的とする。

(資 格)

- 第2条 1 前条の目的を達成する為、監査役及び審判員を設ける。
監査役及び審判員は、公認制とし、公認審判員、公認監査役制度細則別表の資格基準を準用する。
- 2 監査役は、人格、識見ともに優れ、豊富な空手歴を有する年齢31才以上の者で、理事会の承認を受ける。
- 3 公認全国審判員は、A級が年齢40才以上・B級C級が30才以上で、豊富な空手歴を有する者。
- 4 公認地区審判員は、年齢28才以上で、豊富な空手歴を有する者。
- 5 公認都道府県審判員は、年齢25才以上で、豊富な空手歴を有する者。
- 6 公認全国審判員及び公認地区審判員並びに公認都道府県審判員は、審判部会において推挙し、認定試験合格にて承認を受けるものとする。
- 7 監査役及び審判員の任免は、大会会長名で行う。

(委員会及び部会)

- 第3条 1 技術、審判関係の方針決定及び実施の為の機関として、技術委員会及び審判部会をおく。
- 2 技術委員会をおく。委員長は委員の互選による。
- 3 審判部会をおく。部長は部員の互選による。

(試合場)

- 第4条 1 試合場は四角形コート及び円形コートのいずれかとする。
- 2 四角形コート及び円形コートは、いずれも平坦な場所でマット等を使用した危険防止の処置をしたものとする。
- 3 試合場の広さは、四角形のコートにあっては9m四方のものとし、円形コートにあっては、半径4.5mのものとする。
- 4 試合場の中央より正面に向かって、中心から左右にそれぞれ1.5mの間隔をおき、1mの平行線を引き、これを試合者の所定位置とする。
- 5 試合場の中心より正面に向かって後方2mの所に0.5mの横線を引き、これを主審の位置とする。

- 6 副審の位置は四角形コートにあつては、4名の場合は四隅とし、2名の場合は主審定位置の左前方角と右前方角とする。円形コートにあつては、1名の場合は主審の反対側とし、2名の場合は主審の左前方角と右前方角とする。
- 7 監査役及び記録席は、主審の後方で試合場外とする。

(試合者)

- 第5条
- 1 試合者は、清潔な白無地の空手道着を着用し、その上に全硬連指定のスーパーセーフ等の安全防具を着用し、原則として赤色、又は白色（又は青色）の胴防具にて区別する。
 - 2 試合者は、爪を短く切り、金属その他相手に危険を及ぼすような物は一切身につけてはならない。
 - 3 試合者は原則として、白の拳サポーター（原則として全硬連指定のもの）、金的カバー（男性）を着用とする。
但し、全硬連審判部会の認める脛あてサポーターの着用は認める。

(審判員及び監査役)

- 第6条
- 1 審判員は四角形コートにおいては、主審1名、副審2名又は4名とし、円形コートにおいては、主審1名、副審1名又は2名をもって試合の審判を行うものとする。
 - 2 審判員及び監査役は、全硬連技術審判委員会で定められた服装を着用しなければならない。原則として、制服は全硬連指定のもので、足は原則として白の運動靴を着用する。尚、審判員は腕時計等、選手に危害を及ぼす恐れのある物を身に付けてはならない。
 - 3 試合の運行及び審判員の公正を図る為に、監査役を1名おく。

(試合の運行)

- 第7条
- 1 各コートの試合の開始は、試合者が赤、白（又は青（以下同じ））に分かれてコートの外に整列し、正面に礼、審判団に礼、お互いに礼により始まり、正面に礼、審判団に礼、お互いに礼をもって終了する。
 - 2 試合は試合者が所定の位置に立ち、主審に礼をした後、試合者相互が礼をし、主審の「勝負1本始め」の合図で開始する。但しその大会規定により主審に対する礼は省略する事が出来る。
 - 3 試合は、主審の「それまで」の合図で終了し、主審の勝敗の宣言を受け、主審に礼をした後、試合者相互が礼をし、握手をして終了する。但しその大会規定により主審に対する礼は省略する事が出来る。
 - 4 試合中の一切の運行は主審の指示によって行う。

(試合方法)

- 第8条 1 試合の種類は次のとおりとする。
(1) 個人試合 (2) 団体試合
- 2 試合の方法は次のとおりとする。
(1) 試合は1本勝負 (2) ポイントによる勝負
- 3 団体試合の出場選手は奇数とする。
- 4 監督により定められた順序に従って、各個人の試合を行い、団体の勝負を決める。試合中、監督又は選手の判断により、試合順序を替えたとき、その団体は失格負けとする。
- 5 試合は、勝者数法と勝ち抜き法の2種類とする。

(試合時間)

- 第9条 1 試合時間は原則として2分間とする。但し、その大会規定又は審判団の協議により時間、延長戦の有無を決定する事ができる。
延長戦は、本戦のポイントと反則を引き継ぐ。
- 2 個人戦の場合、延長戦は2回迄とし、原則として2分間とする。
さらに勝負が決しない場合は、再延長戦を行う事ができる。再延長戦の時間等は大会規定で定める。尚、勝負が決しない場合は監査役、主審、副審の協議による。
- 3 試合時間は、主審の試合開始の合図により計り始めるものとする。
但し、事故又は審判員の協議等により要した時間は除外する。
- 4 計時係が試合時間満了の合図をしても、主審の「止め」がかかるまで試合は続行していると見做す。

(勝負)

- 第10条 1 勝負は1本、あるいは判定による勝ち、或いは反則、失格による負けによって決定する。
- 2 ポイントにおいては、ポイントの多い方を勝ちとする。
(5ポイントの差が生じたときは、1本となり試合は終了とする)
- 3 攻撃目標は、次のとおりとする。
(1) 安全防具面部 (面部の顔面部及び顔面部から耳側部の部分)
(2) 安全防具胴部 (胸部と腹部及び防具の側面)

(1本及び技有りの判定基準)

- 第11条 1 1本及び技有りの判定は次の各項による。
- 2 以下の場合は1本とする。
(1) 基本的な正しい姿勢、かつ充実した気迫と適正なる間合いで有効な威力ある突き、蹴り、打ち、当てが定められた部位(相

手の顔面、中段胸部と腹部)に充分コントロールして当て、
極め、相手のバランスを崩し、倒し、残心を示した場合。

(2) 3連続技が確実に極まった場合。

(3連続技とは相手に技有りを3本連取し、その間相手の
技有りを挟まない場合)

(3) 5ポイントの差が生じた場合。

(4) 打撃技のダメージにより体がふらついている場合。

3 技有りは、前項で決められた技で、1本に近い技である場合を技有りとする。この場合、上段の蹴り技は2ポイント、それ以外の技は1ポイントとする。

また、相手が転倒した際(足払いに因らない転倒を含む)に、瞬間的に仮当て(寸止め)を極めた場合は、技有りとする。その際、完全制圧した場合(相手が仰向けになった場合等)は2ポイント、それに準ずる場合は1ポイントとする。

4 主審の「止め」の合図の後の技は無効とする。但し、「止め」と同時にかけた有効な技は認める。

5 試合者双方が場外に出た時かけた技は無効とする。但し、攻撃した者が瞬間場内にあり、主審の「止め」の合図の前にかけた有効な技は認める。

6 次の場合は充分であっても1本と認めない。

(1) 相手をつかんだ時(空手衣・安全防具)

(優劣の判定基準)

- 第12条
- 1 試合時間内に1本、技有り、反則、失格負けの無い時は監査役、主審、副審が協議のうえ、次の各項により総合的に優劣を判定する。
 - 2 技有りに近い技の有無
 - 3 反則注意の有無
 - 4 逃避の有無
 - 5 試合態度の優劣
 - 6 技術の優劣
 - 7 気迫戦意の度合
 - 8 攻撃、手数 of 多少
 - 9 戦術の優劣

(禁止事項)

- 第13条
- 1 禁止される技は次のとおりとする。
 - 2 安全防具以外の部位への直接加撃
 - 3 股間部への加撃(金的)

- 4 背面への直接加撃
- 5 転倒者への直接加撃
- 6 下肢への蹴り技（足底での足払いは可、足甲での蹴りは不可）
- 7 投げ技（但し、相手を掴まずに崩すことは可）
- 8 バックハンド
- 9 関節技
- 10 頭部への膝蹴り
- 11 手や腕で相手の頭を引き寄せての加激
- 12 開手技（中学生以下の場合）
- 13 禁止される動作
 - （1）極端な場外逃避、時間を空費するための行為
 - （2）掴んだり組み付いたり、或いは暴力的な体当たり
 - （3）罵倒、挑発的言動、相手の人格を無視するような言動、態度
 - （4）技を決めた後、故意に試合場内を逃げ回ること
 - （5）無防備

（反則等）

- 第14条
- 1 禁止事項を犯そうとしたり、又は犯したときは主審により反則注意を宣せられる。反則注意後、更に注意されるような事を犯すと反則負けとなる。
 - 2 軽微な反則については最初「警告」とし、相手方に技有り（1ポイント）を与える。但し、反則行為が明らかに計画的で執拗を極めた場合は相手方に反則勝ちを与える。
 - 3 場外は1度目から場外注意の宣告をし、相手方に技有り（1ポイント）を与える。場外とは、片足1足がコートラインから外に出た場合を言う。
 - 4 次の場合は、直ちに失格を宣せられ負けとなる。この場合、監査役、主審、副審協議により、審判長の決裁を受け、以後の試合の出場停止をさせられる事もある。
 - （1）空手道の権威を失墜する行為のあった時
 - （2）試合中審判の指示に従わぬ時
 - （3）極端に興奮し、試合続行上有害と認められた時
 - （4）禁止事項を故意に無視する悪質な行為と認められた時
 - （5）その他、この審判規定に定めた事項に違反していると認められた時

（試合中の負傷又は事故の生じた場合）

- 第15条
- 1 負傷が軽微で試合に耐えられるにも拘わらず試合の継続を拒み、又

は、試合の中止を申し出た場合は、主審が監査役及び副審と協議の上、棄権とし相手方の勝ちとする。

- 2 負傷の場合、試合を継続することが出来ない時は、その原因が一方の責任でなく双方の責任の場合、若干時間を取り様子を見て判断する。尚、試合の継続が不可能な時は、監査役、主審、副審が協議しそれまでの試合の優劣で決める
- 3 試合中相手方より金的を蹴られ、試合の続行が出来なくなった場合蹴られた選手に1ポイントを与え、若干時間を取り様子を見る。それでも試合続行が不可能な場合は、蹴られた選手が金カップを付けていれば相手方の反則負けとなり、付けていなければ試合放棄として相手方の勝ちとなる。
- 4 負傷又は負傷以外の事故で試合を継続する事が不可能になり、試合の中止を申し出た者は棄権とし、相手方の勝ちとする。
- 5 負傷の場合、その大会の医師より、試合中止の宣告を受けた者は、試合を継続する事ができない。

(異議の申し立て)

- 第16条
- 1 試合者は、主審の宣告に対して直接異議の申し立てはできない。
 - 2 審判員の判定が、明らかに試合審判規定に違反していると認められた場合は、直ちに試合者所属の責任者(通常監督)又はセコンドは監査役に対し異議の申し立てを行う事ができる。
 - 3 前項の責任者は、登録制とする。

(その他)

- 第17条
- 1 本規定により決定する事が出来ない場合、又は、実施に関し疑義がある場合は、監査役、主審、副審が審判長と協議のうえ処理する。
 - 2 大会試合においては、緊急の時に備え医師を依頼しておく事。又、選手全員に対しスポーツ保険に加入し、事故に備え万全を期する事。

(審判規定の改正)

- 第18条
- 1 この規定の改正は、理事会において、委員3分の2以上の議決を必要とする。

附則

この規定は昭和59年9月2日から施行。

当規定は、平成27年2月15日総会にて承認され改定したものである。

当規定は、平成31年2月17日総会にて承認され改定したものである。

当規定は、令和2年2月16日総会にて承認され改定したものである。

(付則)

審判団心得

- 1 審判員は競技場内の定位置に立つ。
- 2 主審は競技者の等距離、副審は競技場周囲線外付近に位置する。
- 3 主審は競技者が「注意」宣告に近い「技」「言動」「態度」があった時、又は、礼法、装具形式に欠けると見做される時は、これを指摘して指導する。
- 4 監査役は競技係員の横に位置し、主審への助言、競技中の装具の異常注意と勧告、競技係員の観察と記録の検査署名、誤審に関する事後処理等を行う。
- 5 監査役は原則として、競技中の判定に加わらない。但し、主審に指示助言を求められた時は、直ちに指示によってこれに応じ、又、招集による時は自席の前で、主審、副審の意見を調整する。
- 6 主審の有効技などに対するアピールは次のとおりとする。
 - 「1 本」 掌を内側に向け、顔の横に腕を真直ぐに上げる。
 - 「技有り」 1の場合 掌を上側に向け、胴の斜め下に腕を伸ばす。
 - 「技有り」 2の場合 掌を上側に向け、胴の真横に腕を伸ばす。
 - 「技有り」 3の場合 掌を上側に向け、肩口斜め上に腕を伸ばす。
 - 「相打ち」 の場合 両者に「技有り」を宣する。

* 主審と副審は同じ持ち点を有し、原則として多数決によって判定をする。多数決による判定を行わない場合、主審は副審を招集し協議する。但し、協議は試合の流れを止める虞もあり、少ない方が望ましい。そのため、主審と副審の認識が常に一致するよう、審判員は研鑽を積む必要がある。
- 7 副審の有効技などに対するアピールは次のとおりとする。
 - 「1 本」「技有り」に対しては前6項目に準じ、赤、白の旗で行う。
 - 「見えない」場合は、赤、白の旗を目の前で×字に合わせる。片方の選手の技のみ見えない場合は、その選手側の旗を内側に傾ける（片手で×字の半分を作る）。

* 主審の試合進行に問題が生じた時（選手の防具に不備があることに気づいた場合や、副審との多数決に反する判定をした場合など）、副審は旗を叩いてアピールする。
- 8 監査長及び審判長は、監査役並びに審判員の判定内容に個人差がはなはだしく競技上不適当と判断した時は、直ちに協議し処置する。

「1本の参考例」

- 1 当身技のみで打倒した時
- 2 3連続技が確実に極まった時
- 3 5ポイント差が生じた時

「1本の協議参考例」

- 1 転倒はしないが、足がふらついている時
- 2 1本によって勝敗が逆転宣告される時
- 3 上段蹴りが極まった時

「禁止事項及び技有りの参考例」

- 1 相手が倒れた時、寸止めか仮当てに留め、加撃はいけない
- 2 相手の背部への加撃は、1項に準ずる
- 3 相手の頭頂部、耳部、頸部への加撃はいけない
- 4 掌、平手での横打ち及び乱打はいけない
但し、高校生以上の掌底打ちは認める
- 5 投げ技はいけない 但し、相手を掴まずに崩すことは可
- 6 下肢への蹴りはいけない
- 7 バックハンドはいけない
- 8 軽い技、不安定な姿勢での技、制御されてない技、戻りの無い技、反則につながる技は認めない
- 9 連撃、連打の「技有り」は、よく極まったと見なされる加撃のみ「技有り」とする
- 10 相突き、相打ち、相蹴りは双方「技有り」をとる
- 11 「技有り」の宣告は極まった順番に行う
- 12 胴廻し回転蹴りは認める
- 13 技を極めた後に膝等を着いた場合もポイントとして認める
- 14 主審の「止め」のタイミングは、技が極まった時、或いは一方の選手が転倒した時、又はクリンチした時から、「1、2、止め」とする

| |
|-----|
| 要 点 |
|-----|

- 2分間1本勝負制（原則）
- 加点方式
- 5点以上の差を生じた時1本と見做し試合終了
- 3連続技が極まった時1本とする
- 相手が転倒した場合の寸止め制圧で2点、それに準じるものは1点
- 場外注意は相手に1点与える
- 反則注意は2回で失格負けとする
- 延長戦は先取り勝負としない（原則）
- 技有りは1点とする。但し上段蹴りは1本又は2点とする